

2017年度 1.5年コース用

佐野日本大学短期大学 日本語別科 募集要項
(2017.04.01 佐野短期大学から校名変更)

秋入学 1.5年コース用

学校法人 佐野日本大学学園

(1) 入学条件

日本語別科終了後に原則として佐野日本大学短期大学への入学を第一希望とする者。
または、日本大学並びに、他の4年制大学、大学院等に入学（編入学）を希望する者。

(2) 修業年限、学期、定員

修業年限：1年6ヵ月コース 後期10月入学（9月最終週） 定員40名 男女共学

(3) 在留資格

別科生は「留学」資格で滞在することができる。＊但し、週10時間以上の履修が必要。

(4) 出願資格

1.外国籍を有していて、次のいずれかの条件を満たすこと。

- ①外国において学校教育における12年の課程(日本の学校教育の小学校6年、中学校3年、高等学校3年)に相当する教育を修了した(または修了見込み)者。
- ②本学において、前項の課程を修了した者と同等以上の学力があると認められ、満18歳に達していること。

2.日本国際教育支援協会の主催する「日本語能力試験(N5)」程度以上の日本語能力を有していること。但し、日本語能力の高い者はこの限りでは無い。

3.志願者の日本語レベルが別科の教育レベルを超えていると判断した場合、佐野日本大学短期大学等への直接進学(4月)を勧めることがあります。

4.備考

- ①本学日本語別科は、修了後に本学への入学または、日本大学等の4年制大学への入学（編入学）を希望することが前提となっているため、日本語能力試験(N5)程度以上の者を条件としている。
- ②入学直後からアルバイト（週28時間未滿）を行う場合においては、日本語によるコミュニケーションが必要とされるため、上記①の日本語能力が最低でも必要になることを理解すること。
- ③入学後は佐野市に居住すること。
＊学生寮はありません。佐野市内のアパート（ルームシェア前提）を紹介します。

(5) 出願書類受付期間と試験日程

2017年度 10月(9月最終週)入学（1.5年コース）

①日本国内在住者

事前相談の締切日：2017年5月20日→7月31日（必ず、事前相談を受けること）
※志望動機の確認や出願書類等の説明を行います。

出願の締切日：2017年6月30日→8月31日

試験日：本学設定日 (適宜実施)

試験科目：書類選考（書類不備の場合は不合格となります）
個人面接（日本語：10～20分程度）
日本語筆記試験（N5程度）

※試験科目に係る日本語レベルに関しては、出願資格(4)-2を参考としてください。

N2以上の「日本語能力試験」合格者には、日本語筆記試験を免除します。

②海外在住者

(1) エージェントを経由する場合（現地試験有り）

事前相談の締切日：2017年 5月20日→6月30日

出願の締切日：2017年 6月30日→7月15日

試験日：本学設定日 （適宜実施）

試験科目：書類選考（書類不備の場合は不合格となります）

個人面接（日本語：10～20分程度）

日本語筆記試験（N5程度）

※試験科目に係る日本語レベルに関しては、出願資格(4)-2を参考としてください。

N2以上の「日本語能力試験」合格者には、日本語筆記試験を免除します。

(2) エージェントを経由しない場合

事前相談の締切日：2017年 5月20日→6月30日

出願の締切日：2017年 6月30日→7月15日

試験日：本学設定日 （適宜実施）

試験科目：書類選考（書類不備の場合は不合格となります）

個人面接（日本語：10～20分程度）

日本語筆記試験（N5程度）

※試験科目に係る日本語レベルに関しては、出願資格(4)-2を参考としてください。

N2以上の「日本語能力試験」合格者には、日本語筆記試験を免除します。

※事前相談と試験の方法は、別途相談とします。

③ 事前相談や試験はすべて日本語で行います。

④ 海外在住者の場合、留学VISAの取得に2カ月以上の時間を要する場合がありますので、9月後半の日本入国のためには、遅くとも6月中の試験合格、入学手続き、在留資格申請手続きが出来るように、スケジュールを考えてください。

(6) 入学検定料 20,000円

(7) 学納金など(2017年度分)

1. 入学金 20,000円

2. 学費等（授業料、施設費等） ※途中退学の場合でも返金はしません。

○修業年限：1年6ヵ月コース 総額1,050,000円（入学手続き時に支払う）

※分納を希望する場合は、事前相談の際に申し出てください。

3. 備考

①教科書（テキスト代）は実費（自己負担）。1.5年で約40,000円程度。

②在学中、必要となる書類（在学証明書、成績証明書等）は実費（自己負担）。

③通学費用、アパート代、光熱水費、食費、在留資格取得（VISA）等の経費は自己負担。

④来日時に、アパート代等（最低約3ヶ月分）、保険料等を先払いする必要があります。

金額は約100,000円です。この金額以上の額を用意して来日してください。

⑤一度納入した学費等は理由に関係なく返還しません。

4. 奨学金 日本学生支援機構が給付する奨学金「私費外国人留学生学習奨励費」制度があ

ります。但し、受給人数の制約があるため、希望しても受給できるとは限りません。ちなみに、**2017年度本科留学生の受給者は1名です。**

- (8) 入学願書（書類選考時資料）並びに、在留資格認定証明書交付申請に必要な書類等
- 1.入学願書（日本語別科留学生用） *様式1（写真1枚添付）
 - 2.経費支弁書 *様式2（**保護者・支弁者のサイン：自署が必須**）
***自署の無い場合は不合格。**
 - 3.健康診断書 *様式3（**医師のサインとレントゲン必須**）
***サインとレントゲン結果無しの場合は不合格。**
 - 4.受験票 *様式4（写真1枚添付）
 - 5.連絡用住所用紙（日本国内） *様式5（海外在住者は不用）
 - 6.日本語能力認定書 *様式6（海外在住者で提出できない場合は相談）
*日本語能力試験合格者は合格証のコピーを提出すること。
 - 7.その他
 - ①卒業証明書又は卒業見込証明書（高等学校又は大学発行のもの等）
 - ②成績証明書（高等学校又は大学発行のもの等）
 - ③パスポート取得者は写真及び番号のあるページのコピー
 - ④その他、本学が必要とする書類。**※必要な場合は連絡します。**
※①②③は、在留資格申請でも必要となります。
 - 8.合格後に必要となる書類（在留資格申請の代理手続き用）**※自己申請の場合もあり**
 - ①申請人と経費支弁者の関係を称する資料・戸籍謄本などの**（証明付きコピー等）**
 - ②預金残高証明書（銀行発行）及び通帳の写し等の資金形成過程立証資料
 - ③経費支弁書
 - ④経費支弁者の在職証明書
 - ⑤経費支弁者の収入証明書
 - ⑥パスポート取得者は写真及び番号のあるページのコピー 1部
 - ⑦認証報告書（中国人留学生の場合） *公証書等
 - ⑧在職証明書（該当者）
 - ⑨所得証明書
 - ⑩**履歴書（書式自由：日本語または英語）**
 - ⑪**在留資格申請用の顔写真（10枚）*縦4cm 横3cm（カラー）**
 - ⑫その他、必要となる書類。

在留資格申請時に、入国管理局等で上記書類の他に、別途提出を必要とする書類が生じる場合があります。以下に想定される書類を提示します。

A：日本在住世話人が学費、生活費を負担する場合

- 1) 保証書A 出身国保証人（父母または近親者）
- 2) 保証書B 日本国在住世話人
- 3) 在日世話人を引き受けるに至った経緯書（日本語で記入）
- 4) 経費支弁者作成の経費支弁書

- 5) 本人と経費支弁者の親族関係を証する文書
- 6) 経費支弁者の課税証明書、源泉徴収票または確定申告書（控）写し
- 7) 経費支弁者名義の銀行等における預金残高証明書
- 8) 経費支弁者の住民票または外国人登録原票記載事項証明書
- 9) 経費支弁者の印鑑登録証明書

B：本国からの送金により学費、生活費を負担する場合

（出身国保証人以外が経費支弁者の場合を含む）

- 1) 保証書 A 出身国保証人 父母または近親者
- 2) 保証書 C 在日世話人がいない場合の経費支弁者
- 3) 経費支弁者（送金者）作成の経費支弁書
- 4) 本人と経費支弁者の親族関係を証する文書
- 5) 本人と経費支弁者の親族関係を証する文書の公証書
- 6) 経費支弁者の在職証明書
- 7) 経費支弁者の在職証明書の公証書
- 8) 経費支弁者の所得（収入）証明書
- 9) 経費支弁者名義の円またはドルで記載された預金残高証明書
- 10) 経費支弁者名義の円またはドルで記載された預金残高証明書の公証書

※（中国の存款証明書の場合、存単証明書【写し】を添付する事）

※在留資格申請に係る質問は、入国管理局（及び同出張所）にしてください。

※自己申請者は、入国管理局に提出する各書類の写し（コピー）を本学へ提出する。

※本国（母国）の親や関係者が経費支弁者となる場合の各種証明書類に関しては、コピー書類では記載内容が判らない場合があるため、特に本国の親の住所や連絡先が記載されている「経費支弁者の身分証明書類」は、コピーを不可とし原本を提出していただく場合があります。

※卒業証書の他、在留資格の代理申請時には各種書類の原本（または証明付きコピー）が必要となります。該当書類は一旦、短期大学へ提出してださい（在留資格証明書の交付後返却）。

◎注意事項

(1) 本学日本語別科では、出願の前の事前相談を必須の条件としております。

また、日本国内に居住している方の場合では、本学の見学を歓迎します。

事前相談や見学の際に、出願時の手続き（書類の説明）、日本語別科入学後の学習指導、日本での生活のこと、アルバイトのこと等の説明をし、同時に受験希望者からの相談に対応することで、受験希望者の疑問や不安を解消します。

(2) 日本語別科へ就労目的で受験することは出来ません。

また、入学後、授業への出席率が著しく低い場合（90%未満）は、本学の定めに基づき除籍等の処分とすることがあります。

(3) 現地試験に関しては、エージェントまたは本学までお問い合わせください。

(4) 技能実習生を終了し、母国での就労が1年未満の場合は、出願を受けません。

(5) 日本国際教育支援協会の主催する「日本語能力試験(N5)」程度以上の日本語能力を有していない場合は、試験を受けることが出来ません。

◎お問い合わせ先・願書等請求先・事前相談申込先

佐野日本大学短期大学 日本語別科事務室（国際交流センター）

平日 9 時～17 時 土曜 9 時～12 時

電話 050-3116-1868（直通） 0283-21-1200（代表） FAX 0283-21-2020

e-mail inter-e@sano-c.ac.jp

〒327-0821 栃木県佐野市高萩町 1297

*問い合わせに関しては、すべて日本語での対応となります。